

令和 年 月 日議決・専決

令和 6年 4月 1日施行

令和 6年 3月 15日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町要領第2号

地縁団体の認可事務取扱要領の一部を改正する要領

地縁団体の認可事務取扱要領の一部を改正する要領をここに公布する。

令和 6年 3月 15日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町要領第2号

地縁団体の認可事務取扱要領の一部を改正する要領

地縁団体の認可事務取扱要領（平成20年佐用町要領第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「8割」を「半数」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

佐用町長 様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 区域図

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。